

協力金・給付金・助成金	売上が前年比半減	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。 法人 上限200万円 個人事業主 上限100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570
	県からの要請で休業	休業要請先等に対する協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾) 自主的に5月7日から26日までの間で15日以上休業又は夜間営業時間を短縮(食事提供施設に限る)、又は県からの要請はないが自主的に休業した中小企業及び個人事業主等に対して 1事業者あたり10万円 の協力金を交付します。	新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル ☎ 045-285-0536 ☎ 050-1744-5875 ※音声案内が流れたら9番を選択してください。
	デリバリー販売を始めたい 社員の出勤時間を減らしたいなど	再起支援型補助金	売上が減少している小売店や飲食店・非対面販売への転換や、IT技術の導入による省力化等に要する 経費の一部を補助 します。	県中小企業支援課(問い合わせダイヤル) ☎ 070-1187-0382 ☎ 070-1187-1304
	賃金が払えない	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、 休業手当等の一部助成 が受けられます。	神奈川県労働局神奈川助成金センター ☎ 045-650-2801 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	神奈川県中小企業制度融資	無利子融資 民間金融機関を通じた資金繰り支援として、当初3年間実質無利子の「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金」等があります。	最寄りの民間金融機関 神奈川県信用保証協会 ☎ 045-681-7178 他
		日本政策金融公庫の融資	無利子融資 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫各支店 (日本政策金融公庫ホームページ参照)
		商工中金の危機対応融資	無利子融資 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店 (商工中金ホームページ参照)
		個人向け緊急小口資金等の特例	無利子貸付 新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。	各市区町村社会福祉協議会(県社会福祉協議会ホームページ参照) 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、無担保・延滞金なしで 1年間国税・県税の徴収の猶予 を受けることができます。	国税…各税務署 県税…各県税事務所
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料等の 納付の猶予 が受けられます。	各年金事務所
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の 支払い猶予 が受けられます。	各水道局
相談	経営や資金繰り等の悩み	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内をしています。	新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 他 (公財)神奈川産業振興センター ☎ 045-633-5201 商工会・商工会議所
	雇用や賃金等の悩み	労働相談	解雇や退職、賃金、労働時間など、働く方や事業主からのご相談をお受けします。	神奈川県労働局総合労働相談センター ☎ 045-211-7358 かながわ労働センター ☎ 045-662-6110 他

給付金・協力金 申請一覧 2020.6月現在

	対 象	内容(要件)・給付額	必要書類	申請方法	電子申請
国 持続化給付金	資本金10億円以上の大企業を除く 中堅・中小法人、個人事業者 売上が前年同月比50%以上減少している事業者 前年の総売上(事業収入) (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	法人 上限200万円 (10万未満切捨)	①2019年度の確定申告書 第一表(1枚)・法人事業概要説明書の控(2枚(両面))計3枚 ②売上台帳や帳簿等、対象月の事業収入がわかるもの ③法人名義の通帳の写し(法人の代表者名義も可)	申請期限 R2.5/1 ~ R3.1/15	H.P検索 持続化給付金 https://www.jizokuka-kyufu.jp/
		個人 上限100万円 (フリーランス含む)	①青色申告者：2019年分確定申告書 第一表の控(1枚) 所得税青色申告決算書の控え(2枚(両面)) 計3枚 白色申告者：2019年分確定申告書 第一表の控 1枚 ②売上台帳や帳簿等、対象月の事業収入がわかるもの ③申請者本人名義の通帳の写し(表面&開いた1,2ページ) ④本人確認書類(住所・氏名・顔写真のある身分証明書)	入金 申請口座 / 2週間程度	問合せ先 ☎ 0120-115-570 〈7月〉日曜日～金曜日 8:30～19:00(土祝日を除く) 〈8月以降〉日曜日～金曜日 8:30～17:00(土祝日を除く) LINE問合せ LINE ID : @kyufukin_line
県 感染症拡大防止協力金 (第2弾)	A. 休業要請対象の事業者が休業した場合(飲食除く)【中小企業・個人事業主】 ※R2.5.6以前に開業している ※R2.5.7～5.26間で15日以上休業等をしていること。	県内の事業者で要請に応じた事業者 10万円 上記+賃借事業所(1か所) 20万円 上記+賃借事業所(2か所) 30万円	①交付申請書(第1号様式)※ボールペン記載(消えるペン不可) ②協力金の振込先の通帳の写し(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義) ③事業活動を証する書面 法人：法人県民税・事業税申告書の控えor営業許可証 等 個人：青色申告決算書・収支内訳書の控え・営業許可証の写し 等 ④事業活動の内容がわかる書面 許可証・届出書の写し、事業所H.P、パンフレット 等 ⑤休業したことがわかる書面 休業を告知するH.Pや店頭ポスターの写真 等 ⑥場合によって必要となる書類 個人：本人確認書面(免許証・パスポート・保険証 等) 法人：役員等氏名一覧(第2号様式) 事業所賃借者：賃貸借契約書の写し 複数事業所：休業&時短協力施設一覧表(第3号様式)	申請方法 1. 郵送 〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ3階 協力金(第2弾)事務局 2. 電子申請 神奈川県電子申請システム	申請期限 第二弾 R2.6/8 ~ R2.7/14 消印有効
	B. 夜間営業の時間短縮要請により、時間短縮した飲食業者【中小企業・個人事業主】 ※R2.5.6以前に開業している ※ R2.5.7～5.26間で15日以上休業 等をしていること。 ※時間短縮前は20時～5時のいずれかの時間帯も営業していた ※営業時間を5時～20時までの間に変更したか、20時～5時までの間は宅配・テイクアウトサービスのみに変更した ※酒類の提供を19時までにした	要請に応じた事業者 10万円		H.P検索 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止 協力金(第2弾)ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryokukin_vol2.html	入金 申請口座 / 2～3週間程度
市 座間市中小企業等緊急支援給付金	1. 神奈川県知事が要請した休業要請等対象施設または夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所が市内にあり、県が交付する神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けている事業者 2. 上記1の対象とならない事業者で、市内に事業所があり、当該事業所において令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、 前年同月比で事業収入が30%以上減少した月が存在する事業者 (創業間もなく、比較対象がない事業者は、創業した月から令和2年1月31日までの期間の事業収入の平均と比較)ただし、チェーンストア方式による事業形態で事業を営む者は対象となりません。	対象者の要件を満たす市内の事業所 1事業者 10万円 (1回を限度)	【全事業者共通】 ①座間市中小企業等緊急支援給付金給付申請書(第1号様式)(市内に事業所が複数ある場合は、事業所ごとに提出してください) ②座間市中小企業等緊急支援給付金に係る誓約書兼同意書(第2号様式) ③開業届、営業許可証などの写し ④座間市中小企業等緊急支援給付金給付対象事業所一覧表(第3号様式)(市内に事業所が複数ある場合) ⑤返信用封筒(84円切手を添付し、返信先住所が記載されているもの) ⑥申請者が個人の場合、運転免許証などの本人確認書類の写し ⑦申請者が個人で市外在住者の場合、住民票の写し(発行日から3カ月以内のもの) ⑧申請者が法人の場合、履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内のもの)および役員等氏名一覧表(第4号様式) ⑨給付金請求書 【神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けた事業者】 ①上記【全事業所共通】 ②協力金の交付を受けたことが確認できる書類の写し(振込通帳などの写し) 【神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金以外の事業者】 ①上記【全事業所共通】 ②売上の比較をする月の前年の確定申告書や収支内訳書などの計数資料 ③売上の比較をする月の月間事業収入が確認できる計数資料 ④市内に事業所が複数ある場合、上記2点の事業所ごとの計数資料	申請方法 郵送 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1丁目1番1号 座間市役所 商工観光課 宛	申請期限 R2.5/13 ~ R2.9/30 消印有効
				H.P検索 座間市中小企業等緊急支援給付金 https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1589172045046/index_k.html	入金 申請口座 ※申請内容を審査次第、順次、給付手続きに入ります。 給付決定者には給付決定通知書を送付します。
				問合せ先 座間市商工観光課 ☎ 046-252-7604 (直通)	